

「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式の選択」について、住民税において所得税等と異なる課税方式の選択を希望される人は、所定通知書・納税通知書が送達されるときまでに、下川町に提出する必要がありますのでご注意ください。

今回の申告により令和2年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる人）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を認め、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ
税務住民課税務・収納グループ
☎ 412511内線114
★ 41251103
名寄税務署
01654-2-2157



平成28年以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
 - などのうちいずれか1つ★

★ 法定調査の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

※上記は、本人が申告書等を提出する場合です。（注：郵送時は、写しを同封してください。）

※代理人が申告書等を提出する場合は、①「申告者本人の番号確認書類（マイナンバーカード、個人番号通知カードなど）」+ ②「代理人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）」+ ③「代理権の確認（委任状（原本）、申告者本人のマイナンバーカード、公的医療保険の被保険者証など1点）」について確認できる書類の提示又は写しの添付が必要です。（注：郵送時は、写し（委任状は原本））を同封してください。）

※なお、申告書における控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、申告者本人が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

(注) 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類（通知カード等）の提示又は写しの添付を省略することができます。（例：一定の要件を満たした青色申告者の、還付申告以外の所得税等の確定申告）詳しくは、国税庁ホームページ「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」をご覧ください。